

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第11号

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程（2019年4月規程第110号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 部局等 法人本部並びに神戸市看護大学における学部，研究科，学生部，事務局及び<u>図書情報センター</u>をいう。</p> <p>(7)，(8) 略</p>	<p>，<u>図書情報センター及びいちか んダイバーシティ看護開発センター</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。